

○学校法人神奈川大学研究奨学寄附金取扱規程

平成25年2月7日

規程第975号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）が受け入れる研究奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究奨学寄附金」とは、本法人において学術研究の助成を目的に受け入れる寄附金をいう。

(受入れの原則)

第3条 研究奨学寄附金（以下「寄附金」という。）は、本法人の教育研究上有意義であり、かつ、教育研究に支障が生じるおそれがないと認められるときに限り受け入れるものとする。

(申込手続)

第4条 寄附をしようとする者（以下「寄附者」という。）は、所定の研究奨学寄附申込書を提出するものとする。

(受入制限)

第5条 寄附金は、次に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- (2) 寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (3) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準じる権利を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (4) 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

2 前項の規定にかかわらず、寄附金を受け入れることにより新たな財政負担を伴うときは、これを受け入れないものとする。

(受入れの決定)

第6条 寄附金受入れの決定は、理事長の決裁による。

2 理事長は、前項の規定により受入れを決定したとき、所定の寄附金承諾書により、寄附者に通知する。

(受入れの処理)

第7条 寄附金は、本法人の会計に収納する。

2 本法人は、寄附者に受領書及び特定公益増進法人による証明書を発行する。

(予算申請書)

第8条 寄附金を受けた研究者(以下「研究者」という。)は、速やかに所定の研究奨学寄附金予算申請書を予算責任者(事務局長)に提出し、承認を得るものとする。

(会計処理)

第9条 寄附金の予算執行及び支払手続は、本法人経理規程及び本法人調達規程の定めるところにより、行うものとする。

2 寄附金から執行できる支出範囲等については、本法人勘定科目整理基準による。

(使途の変更及び移替え)

第10条 研究者が指定されている寄附金について、次に掲げる事由により使途の変更及び移替えが必要となるときは、研究者は、所定の研究奨学寄附金使途変更申請書を理事長に提出し、承認を得るものとする。

(1) 研究者の転出等により、他の研究者に指定を変更するとき。

(2) 研究者の転出等により、寄附金を他の研究機関等に移し替えるとき。

(残余金の繰越処理)

第11条 寄附金に年度末に残余金が生じたときは、研究者は予算責任者(事務局長)と協議し、理事長の承認を得て、その残余金を翌年度に繰り越すことができるものとする。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務の所管は、研究支援部とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成25年2月7日から施行する。